

東北地方太平洋沖地震で亡くなられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧復興を心よりお祈りいたします。

がんばろう東北！ がんばろう日本！

* 今回のニュースレターは3月11日の東日本大震災を受け内容を大幅に変更してお送りいたします。

色々な意味で開催出来て本当に良かった選抜甲子園。未来の日本を背負う16歳少年による生涯忘れることの出来ない素晴らしい選手宣誓でした。

『宣誓。』

私たちは16年前、阪神・淡路大震災の年に生まれました。

今、東日本大震災で、多くの尊い命が奪われ、

私たちの心は悲しみでいっぱいです。

被災地では、全ての方々が一丸となり、仲間とともに頑張っておられます。

人は間に支えられることで、

大きな困難を乗り越えることができると信じています。

私たちに、今、できること。

それはこの大会を精いっぱい元気を出して戦うことです。

「がんばろう！日本」。

生かされている命に感謝し、全身全霊で、

正々堂々とプレーすることを誓います。

平成23年3月23日創志学園高等学校野球部 野山慎介主将』

今を生きる
先人の言葉

「わけ合えば」

うばい合えば足らぬ
わけ合えばあまる
うばい合えばあらい
わけ合えばやすらぎ

うばい合えばにくしみ
わけ合えばよろこび
うばい合えば不満
わけ合えば感謝

うばい合えば戦争
わけ合えば平和
うばい合えば地獄
わけ合えば極楽

相田みつを

スタッフコーナー 今月の担当：春山 薫

先日、愛犬と散歩をしていると、つくしやクローバーの春の植物がたくさん野原に生えていました。

去年、同じ場所で四葉のクローバーを沢山見つけたので今年もあるかと思い探しましたが見つからず、足を大量の虫に喰われ結局痒い思いをしてしまいました。

まだ寒い日もありますが、確かな春の訪れを感じる事が出来ました。

春になったと思えば、あっという間に夏が来て・・・秋、そして冬が来て・・・。

そんな季節の訪れや何気ない毎日が本当にありがたいものであると今回の地震で思い知らされました。

被災された方に心からお見舞い申し上げます。

原発問題等で今後も不安な日々が続きますが、私達が元気に仕事等を頑張り経済を支えていく事が復興の近道であると思います。少しでもお役に立てますよう皆さんと一緒に頑張りたと思います！！

寄附金控除

納税者が国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、「特定寄附金」を支出した場合には、所得控除を受けることができます。これを寄附金控除といいます。

今、私たちにまずできることのひとつ、それは義援金です。

義援金は、税金面で言いますと、所得税で寄附金控除として税金を減らすことが出来ます。

災害義援金は、地方自治体や市区町村に対するもの、日本赤十字社の特定寄付金は、寄付金控除の対象となります。ちなみにこの日本赤十字社への寄付金に関しては、半券（受領証）のみで寄付金控除が出来ます。別途領収書を申請する必要はありませんので、ゆうちょ銀行の払込用紙で行って下さい。

具体的には、所得税の場合、寄付金の額から2千円を差し引いた額が寄付金控除額となります。寄付をした方の年間総所得金額の40%が控除の限度額です。確定申告をすれば、自動的に住民税からも寄付金控除が行われます。また、法人が寄付した災害義援金は、支出額の全額が経費となります。

* 詳しくは、「東北地方太平洋沖地震等に係る義援金等に関する税務上の取扱いについて」をご覧ください。

義援金をしたら、来年の確定申告で、寄附金控除を受けましょう。

弊所のお客様、またそのご紹介であれば平成23年度で寄付金控除を行いたい方は、無料で確定申告をお手伝いさせていただきます。

なるべく早めにご連絡いただきたいので、連絡期限は平成24年1月31日までとさせていただきます。

なお、寄附金控除のみの適用で、弊所へお越しいただくか郵送で、源泉徴収票と寄附金控除対象の領収書、振込口座を確認出来る資料をご準備していただいた場合のみのご対応とさせていただきます。

寄附金控除を受けるために寄附をするものではありませんが、これにより一人でも多くの方が率先して寄附をしていただけるのであれば幸いです。

編集後記

確定申告期もいよいよ大詰めの日3月11日、私は事務所にいました。今までに経験したことの無い大きな揺れを今でもよく覚えています。机の書類や棚の本は床に落ち、パソコンや本棚、ロッカーは大きくズレてしまいました。余震に怯えながらも最後の金土日日もほぼ通常通り仕事をし続け、すべての確定申告書を期限内に無事提出することが出来ました。とは言え、今後も原発の問題や停電の問題等、不安はいっぱいあります。今、日本は間違い無く戦後最大の危機を迎えています。被災地で救助活動されている方や原発で命懸けの作業している方に比べると私自身、本当に無力だと感じずにいられません。それでも今、自分に出来ることは何か・・・電気やガソリン等のエネルギーを無駄に使わないようにします。それから義援金を送ります。そして目の前にある自分の仕事をきちんとこなします。あとは普段通りの生活をします。過度の自粛は日本経済を衰退させます。首都圏の私たちまで元気が無かったら被災地の方々を救うことは出来ません。今、少し忘れかけていた日本の良いところ・・・勤勉さであり、誠実さであり、そして義理堅く人情に厚いところ等これを機に取り戻すことでしょう。必ず日本は復活します。私はそう確信しています。ひとりひとりの小さな力がやがて大きな力を生みます。今こそ日本国民が力を合わせ頑張るときが来ました。がんばろう東北！がんばろう日本！

お知らせ 詳細はお問い合わせください！

- 役所から書類が届いた場合は、中身をご確認後、なるべく早めにご連絡下さい。
- 増販増客カレンダー（5月）添付いたしました。
- 「保険管理ファイル」無料で作成いたします。
- 「東北地方太平洋沖地震等に係る義援金等に関する税務上の取扱いについて」を添付いたしました。

本田税理士事務所

〒335-0002

埼玉県蕨市塚越1-4-22 5F

電話：048-431-2771

FAX：048-431-2786

<http://www.zeirishi-honda.jp>